

現状

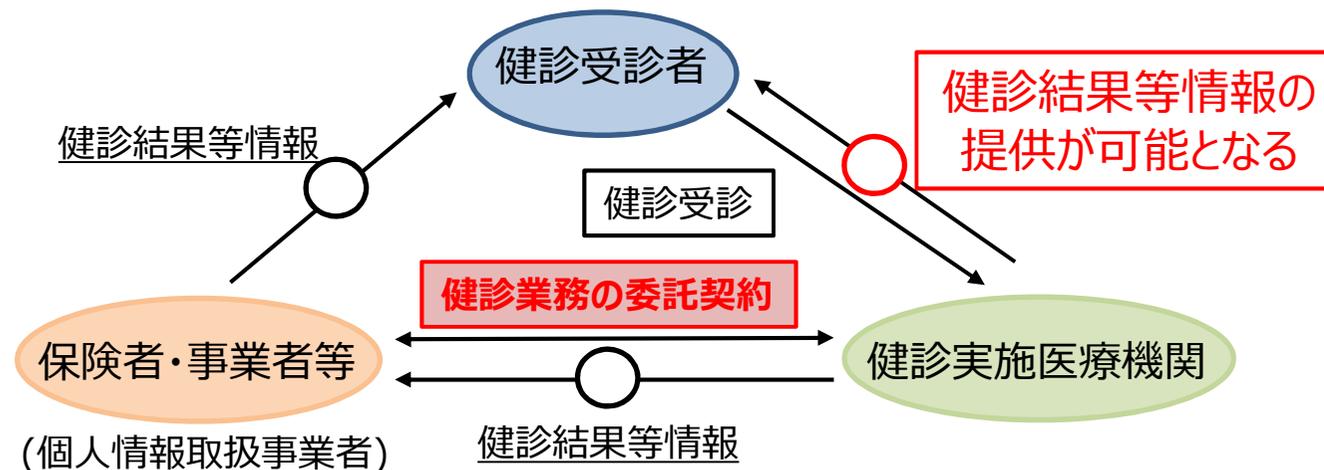
個人情報保護法において、保険者・事業者等と健診実施医療機関の委託関係の内容によって、健診実施医療機関は、当該個人データである健診結果を受診者に自ら開示する権限を有していない場合がある。その場合、健診受診者は、保険者・事業者等から健診結果を受け取る事ができるが、直接、健診実施医療機関からは受け取る事ができない。

※ 例えば、後日に健診結果が必要となった場合、本人の健診データを入手することができない場合がある。

- 「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏洩等の事実が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」（個人情報保護委員会公表）において、個人データの取扱いは、委託元が委託先に対し、自らの判断で当該個人データの開示を行う権限を付与するなどの委託契約内容によるものであり、委託契約内容を踏まえ、具体的には個別の事例ごとに判断するとされている。

健診機関が、本人同意に基づいて健診結果の開示について可能かどうかについては、**委託契約の内容**によるものである。

健診結果の本人への開示について（将来のイメージ）



検討すべき論点

本人同意に基づき、健診実施医療機関が健診結果を有している場合には、本人からの開示請求に直接対応できるようにしてはどうか。

※期待される効果

- 健診受診者本人は、自分の健康診査結果について、保険者等以外の健診実施医療機関からの開示が可能となることで、自らの健診結果を確認しやすくなり、生涯にわたる健康の増進に向けた自主的な努力を推進できる環境が整備される。